

地下鉄7号線延伸検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 地下鉄7号線の延伸について検討するため、地下鉄7号線延伸検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地下鉄7号線延伸に関するこれまでの調査を取りまとめる。なお、延伸線の整備に関しては、都市鉄道等利便増進法に基づく手法を前提とする。
- (2) 取りまとめには、採算性及び事業性に関する検証結果を含むものとし、必要に応じて延伸実現に資する提案を行う。
- (3) 事業性に関しては、費用便益分析に加えて、次の項目に関する検討を含む。
 - 一 まちづくりと合わせた総合的な観点からの評価
 - 二 社会情勢等を踏まえた事業のリスク
- (4) 取りまとめた結果を埼玉県及びさいたま市に報告する。

(委員)

第3条 委員会の構成員は別表のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は協議事項の内容により、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務処理を行うために、さいたま市政策局政策企画部地下鉄7号線延伸対策課及び埼玉県企画財政部交通政策課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成23年6月6日から施行し、平成24年3月31日に効力を失う。

附則

この要綱は平成23年6月30日から施行し、平成24年3月31日に効力を失う。

附則

この要綱は平成23年11月16日から施行し、平成24年3月31日に効力を失う。

別表

伊東 誠	(財)運輸政策研究機構運輸政策研究所 主席研究員・企画室長
内山 久雄	東京理科大学 理工学部土木工学科教授
太田 雅文	(株)東急ステーションリテールサービス 取締役副社長
高松 良晴	元埼玉高速鉄道検討委員会 会長
二村 真理子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科経済学専攻准教授
湯山 和利	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部計画部 調査課長